

2025年度 公益財団法人日本バレーボール協会公認
ソフトバレーボール・マスターリーダー
養成講習会および資格更新研修会 実施要項（案）

1. 目 的 公益財団法人日本バレーボール協会が養成する「ソフトバレーボール・アクティブリーダー」の講習会や、その有資格者の資質向上を目指す研修会を企画・運営し、その受講者に、ソフトバレーボールの発展の歴史や現状、技術や競技規則、また、安全で効果的な指導法等を正しく教授できる講師として、また、各都道府県等において、全国大会から地域に密着した大会まで、効率的に企画・運営する中心的役員として活動するスーパーバイザー（マスターリーダー）の養成を目的とする。
2. 主 催 (公財)日本バレーボール協会 日本ソフトバレーボール連盟
3. 主 管 公益財団法人日本バレーボール協会 指導普及委員会
日本ソフトバレーボール連盟 指導普及委員会
奈良県ソフトバレーボール連盟
4. オフィシャル
ポ ー ル 株式会社モルテン 株式会社ミカサ
5. 日 程 2025年 6月21日(土) 13:00~17:00
6月22日(日) 9:00~13:00
6. 会 場 6月21日(土) いかるがホール
6月22日(日) 田原本町中央体育館 田原本青垣生涯学習センター
7. 受 講 対 象 新規資格取得者
(1) リーダー資格取得後5年以上の実績を有し、各都道府県での事業において中心的・指導的立場にある役員で、都道府県バレーボール協会会長およびソフトバレーボール連盟会長が推薦する者。
※リーダーとしての活動期間が5年に満たない者が受講しようとする場合は、主催者でその可否を検討する。
(2) 各都道府県バレーボール協会またはソフトバレーボール連盟の指導普及委員長。資格更新者
資格認定期間内の活動が極めて優秀であり、今後の活動のために資格更新を希望する者で、各都道府県バレーボール協会およびソフトバレーボール連盟会長が推薦する者
※有効期間4年
※新規資格取得者、資格更新者とも申込み時点で、JVA個人登録システム（JVAMRS）への登録（資格登録）が完了している者。
※マイページ資格管理→資格申請→【資格種類】ソフトバレーボール指導者→
【資格区分】マスターリーダー→【資格】マスターリーダー→【都道府県】→【登録団体】
8. 講 習 内 容 合計10時間 自宅学習【レポート・プレゼンテーション資料作成時間】2時間を含む
【1日目】 13:00~17:00 （受付 12:45~12:55）
【2日目】 9:00~13:00
レポート課題：「マスターリーダー資格取得後の活動について（抱負）」
☆自宅研修課題 資格取得講習会 2.0h A4 1枚にまとめること。
マスターリーダーとして、大会を企画運営するにあたって、大切にしていかなければならないことは何か。または、マスターリーダーとして、ソフトバレーボール愛好者を増やすためにできることは何か。
☆自宅研修課題 資格更新研修会 2.0h A4 1枚にまとめること。
レポート課題：「マスターリーダーとしての活動報告と今後の提案」
例：大会運営の工夫・成功例、初心者の指導法、トラブル対処等。
活動報告書とは違い、自分のこだわっている活動内容を具体的に報告すること。
自分の所属する都道府県連盟の問題点や困っていることの対処方法でもよい。
(2日目のプレゼンテーション・グループディスカッションについて)
受講者でグループを作り、グループ内で自宅研修課題についてプレゼンテーションと討議を行う。※プレゼンテーションは、1名につき、質疑応答を含め5分程度の予定。（受講人数によって決定する。）
資料はA4 1枚とし、当日提出・配布できるように10部用意すること。

9. 講 師 (公財)日本バレーボール協会 日本ソフトバレーボール連盟 役員
(公財)日本バレーボール協会 公認講師
- 10 資格付与 全課程を履修した新規受講者には、『(公財)日本バレーボール協会公認ソフトバレーボール・マスターリーダー』として認定証を授与する。更新受講者には、修了証を授与する。
※有効資格期間2029年まで。
11. 受講料 無料
ただし、新規受講者は公認ワッペン代金 2,000円が必要。
旅費、宿泊費は自己負担とする。
- 12 申込方法 新規受講者は所定の申込書、更新受講者は所定の申込書・活動報告書を、各都道府県で
まとめて、14. 申込先に提出すること。
【JVAMRSのID番号を必ず取得し、受講申込書・活動報告書に記入すること】
申込締切： 2025年5月16日(金)厳守
- 13 申込先 〒201-0012 東京都狛江市中和泉1-20-30 エクレールA101
問い合わせ 携帯 080-3399-7949
メールアドレス yosi-gon@jmail.plala.or.jp
日本ソフトバレーボール連盟 指導普及委員会 吉井 祐二 宛
- 14 その他 マスターリーダーの資格認定期間は、必ずJVAMRSにマスターリーダーとしての登録を
継続すること。